

市第 126 号議案

泉区における町区域の設定及び字区域の廃止

次のように泉区において町区域を設定し、及び字区域を廃止する

。

令和6年2月9日提出

横浜市長 山中竹春

1 町区域の設定

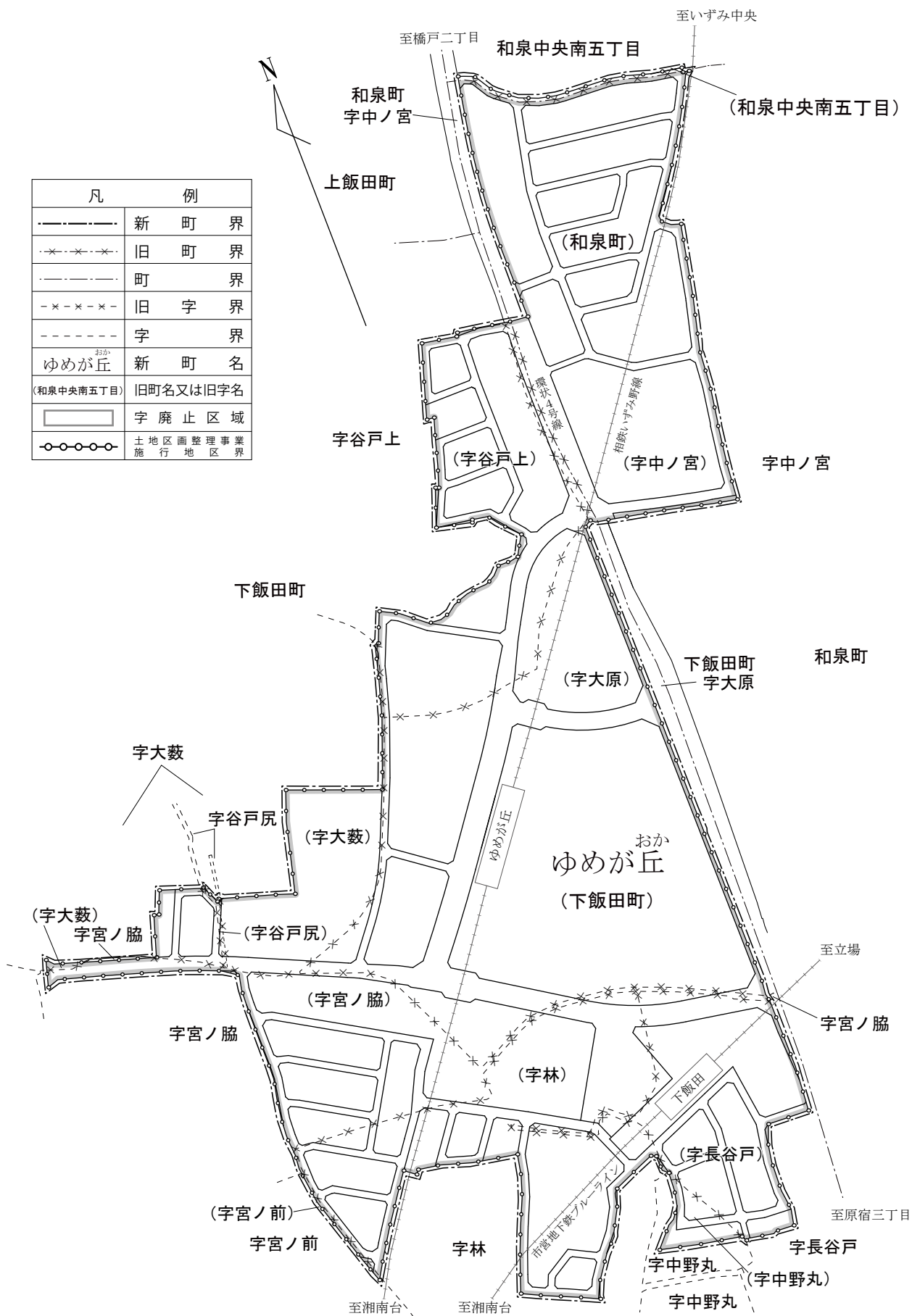
新 区 域	新 区 域 に 編 入 す る 現 在 の 区 域	
町 名	町 名	区 域 図
泉 区 ゆ め が 丘 ^{おか}	泉区和泉中央南五丁目の一部	別 図 の と お り
	泉区和泉町の一部	
	泉区下飯田町の一部	

2 字区域の廃止

廃 止 す る 字 区 域	区 域 図
泉 区 和 泉 町	別 図 の と お り
字中ノ宮の一部	
字大原の一部	
字大藪の一部	
字中野丸の一部	
字長谷戸の一部	
字林の一部	
字宮ノ前的一部分	
字宮ノ脇的一部分	
字谷戸上的一部分	

字谷戸尻の一部

泉区における町区域の設定及び字区域の廃止図 別図



提 案 理 由

横浜国際港都建設事業泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の施行に伴い、泉区ゆめが丘の町区域を設定し、及び同区和泉町字中ノ宮の一部等の字区域を廃止したいので、地方自治法第260条第1項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第2項及び第3項省略）